

○町田市道路占用許可基準

昭和58年10月1日

施行

建設部道路管理課

改正 2012年4月1日

注 2008年12月以降の改正沿革のみ登載

第1章 総則

第1 目的

この基準は、町田市道路占用規則（昭和58年9月町田市規則第34号）第4条の規定に基づき、道路の占用が道路本来の機能を阻害しないように許可するための基準を定め、もって良好な道路環境の確保を図ることを目的とする。

第2 占用の場所

占用の場所については、別に定めるもののほか、次に掲げるところによらなければならない。

- (1) 路面に接して設ける占用物件は、歩道を有する道路においては、原則として、歩道内の車道寄りとし、歩道を有しない道路においては、路端寄りとする。
- (2) 歩道上に設けるものにあつては、その有効幅員の3分の2以上（3メートル以上確保されている場合は、この限りでない。）、かつ、1.5メートル以上の余地が確保されていること。ただし、公共又は公益を目的とする場合であつて、交通上特に支障がない場合は、1メートル以上の余地を確保すれば足りるものとする。
- (3) 原則として、次に掲げる場所でないこと。ただし、電柱、電話柱、交通信号機、道路標識、消火栓標識、危険防止用構台、アーケード、公衆用ごみ容器、すいがら入れ及び路下に設ける物件については、この限りでない。

ア 横断歩道、消火栓、街角、交通信号機、道路標識、消火栓標識の前後それぞれ

れ5メートルの区域内

イ 横断歩道橋の昇り口、地下横断通路及び地下鉄の出入口の手前5メートルの区域内

ウ バス停留所、橋、トンネル、踏切道の前後それぞれ10メートルの区域内

第3 占用物件の構造

占用物件の構造は、次に掲げるところによらなければならない。

- (1) 路上及び上空に設ける物件については、倒壊、落下、はく離、汚損等により道路の構造及び交通に支障を及ぼすことなく、都市の美観風致に調和したものであること。
- (2) 路下に設ける物件については、自重、積載荷重、土圧、交通重量並びに地震その他の震動及び衝撃に対して安全な構造であること。

第4 用語の定義

この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 歩道 道路構造令（昭和45年政令第320号）第2条第1号に規定するものをいう。
- (2) 有効幅員 分離帯、緑地帯、側溝等を除く人又は車の通行が可能な部分の道路の幅をいう。
- (3) 幹線道路 道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）第56条の規定により国土交通大臣が指定したものをいう。

第2章 法第32条第1項第1号該当物件

第5 電柱等の占用

電柱、電話柱等の占用については、次に掲げるところによらなければならない。

- (1) 道路幅員10メートル以内の歩道を有しない道路においては、片側（占有者ごとに一側ではなく、電柱、電話柱等はすべて同一路線上の片側とする。）に設けること。

- (2) 道路の立体交差部分に設けないこと。ただし、甲道路に対して乙道路が伏せ越し（アンダー・パス）する場合の甲道路及び高架道路と並行する高架道路下においては、この限りでない。
- (3) 同一路線に電柱、電話柱等を設ける場合は、原則として共架とすること。
- (4) 道路管理者が新しく築造した道路及び都市計画法（昭和43年法律第100号）による開発行為等により築造した道路には設けないこと。ただし、歩道については、この限りでない。
- (5) 歩道の有効幅員に1メートル以上の余地が確保できない場合は、設けないこと。
- (6) 車道の有効幅員が4メートル未満の道路には、原則として設けないこと。

第6 装飾灯の占用

商店会等の団体が、その区域内の道路の照明を目的として設置する装飾灯の占用については、次に掲げるところによらなければならない。

- (1) 道路幅員10メートル以内の歩道を有しない道路においては、原則として片側に設けること。
- (2) 灯柱は、金属又は鉄筋コンクリート製とし、最大直径は、0.3メートル以下とすること。
- (3) 灯柱の側方に構造物を突き出す場合は、その下端は、車道においては路面から4.5メートル以上、歩道においては4メートル以上とし、出幅は1.4メートル以下で、かつ、光源の高さの5分の1以下とすること。
- (4) 灯柱の設置間隔及び光源の高さは、次のとおりとすること。ただし、道路広場に設置する場合、電柱等に添架する場合又は街路樹との関係上やむを得ない場合は、設置間隔を伸縮することができる。

道路の幅員	設置間隔	光源の高さ
20メートル以上	20メートル以上	5メートル以上

20メートル未満

15メートル以上

5メートル以上

- (5) 電灯の配線は、原則として地下に埋設すること。
- (6) 電灯は、点滅したり過度のまばゆさを感じさせる種類のものでないこと。
- (7) 装飾灯の占有者名は、灯柱の下部に巻き付け、又は塗装すること。
- (8) 装飾灯には広告物、装飾物を添架しないこと。ただし、商店会等の団体名を表示した看板及び一般の慣習による一時的な飾り付けは、この限りでない。
- (9) 前号ただし書により灯柱に添架する看板の幅は、取付け位置の直径の1.5倍以下、長さは直径の4倍以下とし、路面からその下端までの高さは歩道上においては3.5メートル以上、車道上においては4.5メートル以上とすること。

第7 電線等の占用

電柱等の架設電線等の占用については、次に掲げるところによらなければならない。

- (1) 電線等の高さは、原則として、車道においては路面から5メートル以上、歩道においては3メートル以上とすること。ただし、街路樹の上空にあつては、街路樹に支障とならない高さが確保されるものであること。
- (2) 高架道路と並行する高架下道路及び両側に電柱等が設けられている道路にあつては、道路を横断して架設しないこと。ただし、横断して架設することがやむを得ないと認められる場合は、原則として、既設の横断箇所とすること。
- (3) 道路を横断して架設する場合は、原則として、道路の方向に対して直角に横断すること。
- (4) 高層建築物等によるテレビジョン放送の受信障害を解消するための電線及びCATV（コモン・アンテナ・テレビジョン）並びに有線音楽放送業務のための電線を架設するための柱は、原則として、設けないこと。

第8 変圧塔等の占用

送、配電用変圧塔又は配電箱等の占用については、次に掲げるところによらなければならない。

- (1) 歩道又は道路広場、橋下等の道路の有効幅員外に設けること。
- (2) 長軸を道路の方向と平行に設けること。
- (3) 歩道に設ける場合は、次のとおりとすること。

歩道の幅員	長軸の長さ	短軸の長さ	高さ
4.5メートル以上	1.6メートル以下	1.1メートル以下	2.5メートル以下
3.5メートル以上	1.3メートル以下	0.8メートル以下	2.5メートル以下
3.5メートル未満	1.1メートル以下	0.45メートル以下	1.5メートル以下

第9 郵便差出し箱の占用

郵便差出し箱の占用については日本郵政公社が設けるものに限るものとし、次に掲げるところによらなければならない。

- (1) 郵便局庁舎前に設置する場合は、当該庁舎構内に敷地の余地がなく、やむを得ないと認められる場合に限ること。
- (2) 長軸を道路の方向と平行に設けること。

第10 信書便差出し箱の占用

信書便差出し箱の占用については、民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者が設けるものに限るものとし、第9の規定を準用する。

第11 公衆電話所等の占用

1 公衆電話所、警察官派出所、公衆便所、消防用器具格納施設の占用の場所については、次に掲げるところによらなければならない。

- (1) 道路広場、橋下等の道路の有効幅員外に設けること。ただし、公衆電話所については、やむを得ない場合に限り、歩道に設けることができる。

(2) 公衆電話所を電話局庁舎前に設ける場合は、当該庁舎内に敷地の余地がなく、やむを得ないと認められる場合に限ること。

2 ポール式公衆電話所の占用については、次に掲げるところによらなければならない。

(1) 既設の電話柱等に添架すること。ただし、やむを得ず専用柱を設ける場合は歩道上とすること。

(2) 車両の進行方向に対面して、利用できるように設けること。

(3) 電話器の格納施設は、長径0.6メートル以下、高さ0.8メートル以下とし、その下端は路面から1メートル以上とすること。

3 交通取締り、要人警護のため、臨時的仮設的に設ける警察官派出所については、この基準にかかわらず、道路管理上支障がない場合に限り、有効幅員内に設けることができる。

第12 広告塔等の占用

広告塔又は装飾塔の占用については、地方公共団体又は商店会等の団体が設けるものに限るものとし、次に掲げるところによらなければならない。

(1) 道路広場等交通の支障にならない道路の有効幅員外に設けること。

(2) 底面の長径又は直径は1メートル以下とし、高さは路面から5メートル以下とすること。

(3) 広報、祭礼又は季節的行事等のため一時的に設けるものであること。

(4) 占用期間は、原則として1か月以内とすること。

(5) 占用期間の延伸は認めないこと。同一申請者から同一場所に同一内容の広告塔等の申請があった場合は、旧占用期間満了後少なくとも3か月以上の日数が経過していなければならない。

(6) 第3号の広報、祭礼又は季節的行事等には、見本市、モーターショー等を含み、純粹に営利目的で行われるものは含まない。

第13 公衆用ごみ容器等の占用

公衆用ごみ容器、公衆用すいがら入れの占用については、地方公共団体及び町会、商店会等の団体が設けるものに限るものとし、次に掲げるところによらなければならない。

(1) 照明施設が完備し、交通の支障にならない場所に設けること。

(2) 主として駅前広場、バス停留所、横断歩道等多数の人間が滞留する場所に設けることとし、その他の場所においては、設置間隔を道路の一侧100メートル以上の交互(千鳥)設置とすること。ただし、道路の一侧にのみ設ける場合は、50メートル以上とすることができる。

(3) 構造等は、次に掲げるところによること。

ア ごみ容器の長径又は直径は0.5メートル以下、高さは路面から0.8メートル以下とすること。

イ すいがら入れの長径又は直径は0.3メートル以下、高さは路面から1.2メートル以下とすること。

ウ 容器等の材質は、不燃性で堅ろうなものとすること。

エ 容器等は、都市の美観を損なわない統一的な色彩、意匠とし、ごみ又はすいがらの収集が容易なものとする。

オ 容器等の設置は、建植式とし、路面に固定すること。

(4) 容器等には、長さ0.1メートル以下、幅0.02メートル以下で、その占用者名及び連絡先を表示すること。

(5) 容器等を常に点検し、破損又はごみ、すいがらのたい積若しくは周辺への散乱等により、都市の美観、衛生を損なわないよう十分な維持管理体制が整っていること。

(6) 容器等には、広告物を掲出しないこと。

第14 フラワーポット等の占用

1 フラワーポットの占用については、地方公共団体又は町会、商店会等の団体が設けるものに限るものとし、次に掲げるところによらなければならない。

- (1) 幅員20メートル以上の道路の歩道又は道路広場で、照明施設が完備し、かつ、交通に支障のない場所に設けること。
- (2) 歩道に設置する場合は、その有効幅員が2.5メートル以上確保されていること。
- (3) フラワーポットの設置間隔は、8メートル以上とすること。ただし、道路広場、橋下等にあつては、この限りでない。
- (4) フラワーポットの材質は、コンクリート又はこれに類する堅ろうなものとし、その形状、色彩が都市の美観を損なわない統一的なものとする。
- (5) フラワーポットの幅は1メートル以下、長さは3メートル以下、高さは路面から0.4メートル以下とすること。
- (6) 花木の植栽、手入れ、清掃等について、十分な維持管理体制が整っていること。
- (7) 植栽する花木は、路面から0.8メートル以下の高さを維持することができる種類のものとする。
- (8) フラワーポットには、長さ0.15メートル以下、幅0.05メートル以下の大きさで、その占用者を表示すること。
- (9) フラワーポットには、広告物を掲出しないこと。

2 植込み(花だん)の占用については、前項(第3号、第5号及び第7号を除く。)によるほか、次に掲げるところによらなければならない。

- (1) 植込みの幅は、1メートル以下とすること。ただし、道路広場、橋下等にあつては、この限りでない。
- (2) 縁石の高さは、路面から0.05メートル以下とすること。
- (3) 植栽する花木は、路面から1メートル以下の高さを維持することができる種類のものとする。

第15 彫像等の占用

彫像又は、碑の占用については、国又は地方公共団体が設置するものに限るもの

とし次に掲げるところによらなければならない。

- (1) 駅前広場等の交通に支障とならない場所に設けること。
- (2) 都市計画事業が完了した場所又は都市計画事業に支障とならない場所とすること。
- (3) 原則として、実在人物を表すものでないこと。ただし、碑については歴史上の人物で占用場所との地縁関係があり、かつ、文化又は教育に寄与する場合については、この限りでない。
- (4) 高さ、大きさ、色彩、意匠等は、付近の美観と調和・均衡のとれたものであり、かつ、道路敷地内の工作物として妥当なものであること。

第16 噴水池の占用

噴水池の占用については、国又は地方公共団体が設置するものに限るものとし、次に掲げるところによらなければならない。

- (1) 駅前広場等の交通に支障とならない場所に設けること。
- (2) 都市計画事業が完了した場所又は都市計画事業に支障とならない場所とすること。
- (3) 高さ、大きさ、色彩、意匠等は、付近の美観と調和・均衡のとれたものであり、かつ、道路敷地内の工作物として妥当なものであること。
- (4) 飛まつが池の外に飛ばない構造とすること。

第17 投光器の占用

建築物、看板等を照明するための投光器の占用については、次に掲げるところによらなければならない。

- (1) 投光器を2つ以上設ける場合には、その設置間隔を1.5メートル以上とすること。
- (2) 投光器を取り付ける構造物の下端は、歩道においては、3.5メートル以上、歩道を有しない道路においては、路面から4.5メートル以上、出幅は1メートル以下とすること。

(3) 電灯は、白色であって点滅しないこと。また、車両の通行に支障とならないものとする。

(4) 投光器を取り付けるための柱を設ける場合は、道路敷地外とすること。

第18 ベンチの占用

ベンチの占用については、地方公共団体、一般乗合旅客自動車運送事業者、一般乗用旅客自動車運送事業者の団体又は町会若しくは商店会等の団体が設けるものに限るものとし、次に掲げるところによらなければならない。

(1) ベンチは、次に掲げる場所で、交通に支障とならない場所に設けることとし、歩道の有効幅員の3分の2以上、かつ、1.5メートル以上の余地を確保すること。

ア 駅前広場

イ コミュニティー道路として整備された道路

ウ 福祉施設、病院等の付近のバス停留所又はタクシー乗場

エ 上屋の設置されているバス停留所又はタクシー乗場

(2) ベンチは、原則として長さ3メートル以下、幅0.7メートル以下とし、路面に固定すること。

(3) ベンチの材質は、腐朽、^{たい}褪色しないものであること。

(4) ベンチには、長さ0.15メートル以下、幅0.05メートル以下で占用者名を表示すること。

(5) ベンチには、広告物を掲出しないこと。

第3章 法第32条第1項第4号該当物件

第19 日よけの占用

1 巻き上げ式日よけ及び固定的に取り付けた日よけの占用については、次に掲げるところによらなければならない。

(1) 日よけは、建物に取り付け、その下端は、路面から2.5メートル以上とすること。ただし、固定的に取り付けた日よけは、車道においては4.5メート

ル以上とすること。

(2) 巻き上げ式日よけに方づえを設けるときは、その下端は、路面から2メートル以上とすること。

(3) 歩道を有する道路の歩道又は歩道を有しない幅員8メートル以上の道路における出幅は、1メートル以下とし、歩道を有しない幅員8メートル未満の道路における出幅は、0.5メートル以下とすること。

(4) 巻き上げ装置は、道路に突き出さないこと。

(5) 日よけの材質は、布、ビニール等で難燃性のものとする。

(6) 車道に面する部分及び側面には、^{はり}梁より下に側布等をつり下げないこと。

2 夏季等に仮設的に設ける公道式日よけについては、次に掲げるところによるほか、アーケードの取扱について（昭和30年2月1日付国消発第72号、建設省発令第5号、警視庁発備第2号）によらなければならない。

(1) 連続して設置する場合は、延長50メートル以下ごとに1メートル以上の間隔を設けること。

(2) 日よけの一端の支柱は車道側に設け、他の端は道路敷地以外に設けること。ただし、歩道幅員3メートル未満の場合は、車道側に支柱を設けないこと。

(3) 支柱の直径は、0.1メートル以下とし、建植孔には根巻きコンクリートを施すこと。

(4) 支柱を取り外した建植孔には、蓋をし、交通に支障のないようにすること。

(5) 車道に面する部分及び側面には、^{はり}梁より下に側布等をつり下げないこと。

(6) 日よけには、広告物、装飾物等を添架又は塗装しないこと。

第20 公共用歩廊（アーケード）の占用

アーケードの占用については、東京都の道路占用許可基準（昭和52年東京都告示第751号）を準用する。

第21 上屋の占用

バス停留所又はタクシー乗場に設置する上屋の占用については、地方公共団体、一般乗合旅客自動車運送事業者、一般乗用旅客自動車運送事業者又は町会若しくは商店会等の団体が設けるものに限るものとし、次に掲げるところによらなければならない。

(1) 上屋は、歩行者の利用状況や地域の実情を鑑み、円滑な交通の確保の上から支障とならない次に掲げる場所に設けること。

ア 駅前広場の交通島

イ 幅員3メートル以上の歩道

ウ 歩車道の区別のない道路の^{のり}法敷等

(2) 前号イにかかわらず、次に掲げる要件を満たす場合は、概ね幅員2.5メートル以上の歩道であっても上屋を設けることができる。

ア 歩道幅員以外の事項についてすべて基準に適合し、道路管理上支障がないこと。

イ 上屋設置後の上屋を除いた幅員を0.5メートル以上1メートル程度確保すること。

ウ 福祉施設若しくは病院等の付近又は高齢者等が多数利用する施設の周辺であること。

(3) 構造は、次に掲げるところによること。

ア 上屋は、平屋建てとし、原則として壁等の囲いを設けないこと。ただし、風雨等のため特に壁等の囲いを設ける必要があり、かつ、道路管理上支障のない場合においては、この限りではない。

イ 上屋の主要構造部の材質は、原則として不燃性のものとする。

ウ 柱の位置は、原則として、歩道にあっては歩道内の車道寄り、^{のり}法敷にあっては民地側とする。

エ 柱の間隔は、原則として3メートル以上とすること。

オ 屋根の幅は、駅前広場の交通島に設ける場合を除き、原則として2メートル

以下とすること。ただし、幅員4メートル以上の歩道に設けるものについては、歩道幅員の2分の1以下の範囲で設けることができる。

カ 屋根の長さは、駅前広場の交通島に設ける場合を除き、原則として12メートル以下とすること。

キ 上屋は、雨水の処理を考慮した構造とすること。

ク 上屋の高さは、原則として路面から2.5メートル以上3.5メートル以下とすること。

ケ 原則として照明施設を設けることとし、照明施設の配線は地下に埋設すること。

(4) 車道と直角に上屋に壁等の囲いを設置する場合には、囲いが設置された幅員を除き、次に掲げる有効幅員を確保すること。

ア 歩行者の交通量の多い歩道にあつては3.5メートル以上、その他の歩道にあつては2.0メートル以上

イ 歩行者等の交通量の多い自転車歩行者道にあつては4.0メートル以上、その他の自転車歩行者道にあつては3.0メートル以上

(5) 近傍に視覚障がい者誘導用ブロック（当該上屋に誘導するために設置されたものを除く）が設置されている場合には、当該上屋と視覚障がい者誘導用ブロックとの間に、視覚障がい者が壁面に接触することなく通行できる十分な間隔を確保すること。この場合において、やむを得ない理由により視覚障がい者用誘導ブロックを移設するときは、視覚障がい者の安全な通行が確保されること。

(6) 上屋（バス停留所に設置されている上屋（以下「バス停上屋」という。）を除く。）には広告物等を掲出しないこと。

(7) バス停留所は、可能な限り統合し、上屋の効率的な活用を図ること。

第4章 法第32条第1項第5号該当物件

第22 地下街及び地下駐車場の占用

地下街及び地下駐車場の占用については、東京都の道路占用許可基準を準用する。

第23 貯水槽の占用

震災対策用として設ける貯水槽の占用については、地方公共団体又は消防長若しくは消防署長が設けるものに限るものとし、次に掲げるところによらなければならない。

- (1) 東京都震災対策条例（平成12年東京都条例第202号）第48条の規定により指定された避難道路及びその両側奥行500メートル以内の道路並びに同条例第47条の規定により指定された避難場所から3キロメートル以内の道路に設けるものとし、その位置は、高架道路下、緑地帯等の道路の有効幅員外であること。
- (2) 構造は、鉄骨又は鉄筋コンクリート造りとし、その頂部と路面との距離は、1メートル以上とすること。

第24 上空通路の占用

道路の上空を横断して設ける上空通路の占用については、東京都の道路占用許可基準を準用する。

第25 屋上連結通路の占用

建築物の屋上部を連結する通路の占用については、東京都の道路占用許可基準を準用する。

第26 地下通路の占用

地下通路の占用については、通路の設置によって地上交通の緩和及び多数人の避難等相当の公共的利便に寄与する場合に限るものとし、東京都の道路占用許可基準を準用する。

第27 横断橋の占用

横断橋の占用については、横断橋の設置によって地上交通の緩和及び多数人の避難等相当の公共的利便に寄与する場合に限るものとし、次に掲げるところによらなければならない。

- (1) 原則として、常時一般交通に解放し、横断歩行者の利便を図るものである

こと。

(2) 道路施設である横断歩道橋からの距離は、原則として100メートル以上とすること。

(3) 構造は、次に掲げるところによること。

ア 主要な部分は、鉄骨、鉄筋コンクリート又は鉄骨鉄筋コンクリート造りとすること。

イ 横断橋は、原則として道路の中心線に対して直角に架設し、橋げたの下端は、路面から4.7メートル以上とすること。

ウ 階段、橋脚は、道路敷地外に設けること。ただし、やむを得ず道路敷地内に設ける場合は、歩道内の車道寄りに設けることとし、歩道の有効幅員を3メートル以上確保すること。

エ 橋脚の設置がウによりがたい場合であって、1.5メートル以上の中央分離帯のある道路においては、中央分離帯に設置することができる。

オ 横断橋には、歩行者の危険を防止するため、照明灯及び柵を設けること。

(4) 横断橋には、広告物を掲出しないこと。

第5章 法第32条第1項第6号該当物件

第28 露店の占用

1 露店の占用は、歴史的由来等をもって行われてきた祭典、縁日、歳の市、市日等において、従前から出店してきた露店に限るものとし、次に掲げるところによらなければならない。

(1) 歩道を有する道路では歩道上とし、歩車道境界から1.5メートル以内で、かつ、歩道幅員の2分の1を超えない区域とすること。

(2) 歩道を有しない道路では路端から2メートル以内で、かつ、道路幅員の3分の1を超えない区域とすること。

(3) 換気孔上又は百貨店、映画館若しくは劇場の出入口その他混雑する場所を避けること。

(4) 各店の間口は2メートル以下、奥行きは1メートル以下とすること。

(5) 露店の延長10メートルごとに1メートル以上の間隔を設けること。

2 新聞売場、宝くじ売場、靴みがき又は靴修理所等の占用については、原則として従前から占有していた者に限るものとし、次に掲げるところによらなければならない。

(1) 歩道を有する道路では、歩道内の車道寄りとし、歩道を有しない道路では、路端寄りとすること。

(2) 前項第3号によること。

(3) 占有面積は、1平方メートル以内とし、販売台等は、折りたたみ式で無蓋のものとする。

第29 商品置場の占有

営業用具、商品等（自動販売機を除く。）の置場の占有については、次に掲げるところによらなければならない。

(1) 路面に固定させず、移動が容易なものとする。

(2) 歩道上に限るものとし、その出幅は、路面から0.2メートル以内とすること。

第6章 道路法施行令（昭和27年政令第479号）第7条第1号該当物件

第30 突出看板等の占有

建築物から突き出す看板等の占有については、次に掲げるところによらなければならない。

(1) 1営業所、1事業所又は1作業所につき2個以内とすること。ただし、切手の販売店、専門店、加盟店、代理店等を表示する0.5平方メートル以下の看板及び広告用日よけを除く。

(2) 看板の下端は、歩道上では路面から2.5メートル以上、歩道を有しない道路では路面から4.5メートル以上とすること。

(3) 看板の出幅は、袖看板については、路端から1メートル以下、建築物の壁

面を利用する平板看板については、0.3メートル以下とすること。

(4) 板面を回転式としないこと。

(5) 地下街において看板を占用する場合は、次に掲げるところによること。

ア 看板の下端は、床面から2.5メートル以上とすること。

イ 袖看板の出幅は、0.8メートル以下、縦の長さは、0.3メートル以下とすること。

ウ 平板看板を設ける場合の出幅は、0.1メートル以下とすること。

(6) 看板を柱に取り付ける場合は、その柱を道路敷地外に設けること。

第31 電柱等に添加又は巻き付ける看板の占用

電柱、電話柱、消火栓標識（以下「電柱等」という。）に添加し、又は巻き付ける看板の占用については、次に掲げるところによらなければならない。

(1) 道路管理者が新しく築造した道路及び都市計画法による開発行為等により築造した道路等の電柱等に添加し、又は巻き付けるものでないこと。ただし、歩道についてはこの限りでない。

(2) トンネル又は踏切道の前後それぞれ10メートル、交通信号機又は道路標識の手前（車両の進行方向から見ていう。）5メートル及び後方1メートル、バス停留所又は交差点（車道幅員5.5メートル以上の道路との交差点に限る。）の前後それぞれ5メートル以内の区域に設けないこと。ただし、道路の方向に平行して設ける添加看板及び車両の進行方向に対面しない位置に取り付ける巻き付け看板は、この限りでない。

(3) 巻き付け看板は、市街地を形成している区域内の主要幹線道路においては、車両の進行方向に対面しない位置に取り付けること。

(4) 添加看板相互間又は巻き付け看板相互間の距離は、道路の一侧につき20メートル以上とすること。

(5) 添加看板を歩道に設ける場合は、車道側に突き出さないこと。

(6) 添加看板の下端は、歩道上では路面から3.5メートル以上、歩道を有しな

い道路では4.5メートル以上とすること。

(7) 看板は、1柱に1個（巻き付け看板は、1個を2面として取り付けることができる。）とすること。

(8) 電柱及び電話柱に添加する看板は、幅0.45メートル以下、長さ1.1メートル以下とし、消火栓標識に添加する看板は、幅0.8メートル以下、長さ0.4メートル以下とすること。

(9) 巻き付け看板は、幅0.33メートル以下、長さ1.5メートル以下とし、その下端は、路面から1.6メートル以上とすること。

なお、看板の下部には、地点標示、通学路標示等を表示すること。

第32 バス停留所標識に添加する広告の占用

1 バス停留所標識に添加する広告の占用については、標識の占用者である一般乗合旅客自動車運送事業者が添加するものに限るものとし、次に掲げるところによらなければならない。

(1) 計画的に標識の整備を行う場合であること。

(2) 在来の簡易な標識（通称ダルマ式等）及び道路の路端に設置した標識には添加しないこと。

(3) 添加広告の掲出面積は、表示面積（片方）の表示面の広さの3分の1以内とすること。

(4) 添加広告は、標示板の最下段に掲出すること。

(5) 添加広告の掲出面は、次に掲げるところによること。

ア 歩道上にある標識が道路の方向に平行して設置されている場合は、歩道面

イ 道路の方向に直角に設置されている場合は、進行車両の非対向面

(6) 地色は、白とすること。

2 照明式バス停留所標識及びバス・ロケーション・システムのためのバス停留所標識に添加する広告の占用については、前項本文によるほか、次に掲げるところによらなければならない。

- (1) 添加広告は、標識 1 本当たり進行車両の非対向面及び歩道面の 2 面とすること。
- (2) 添加広告の掲出面積は、照明表示ボックスの表示面（各 1 面）の広さの 3 分の 1 以内とすること。
- (3) 添加広告は、照明表示ボックスの最下段に掲出すること。

第 3 3 バス停上屋に添加する広告板の占用

バス停上屋に添加する広告板（以下「添加広告板」という。）の占用については、当該バス停上屋の占用者が添加するものに限るものとし、次に掲げるところによらなければならない。

- (1) 添加広告板の占用場所は、上屋の壁面のうち、車道から上屋に正対して右側の壁面に限ること。ただし、駅前広場の交通島においては、この限りでない。
- (2) 添加広告板を用いて掲示する広告物は、明らかに運転者に対する訴求の対象となるものでないこと。ただし、駅前広場の交通島における当該広告物については、この限りでない。
- (3) 添加広告板の幅及び高さは、上屋の幅及び高さの範囲内のものであること。この場合において、車道と直角に添加広告板を設置する場合は、その幅を 1.8メートル以下（柱を含む。）とし、地表部と壁面との間を 50 センチメートル以上空けること。
- (4) 添加広告板の材質及び形状は、相当強度の風雨、地震等に耐える堅固なもので、一般交通及び道路管理上支障のないものであること。
- (5) 添加広告板の構造は、広告物の更新作業に際して、交通に支障を及ぼすおそれのあるものでないこと。
- (6) 添加広告板は、内照式とすることができること（周囲の環境との調和を著しく損なうおそれがあると認められる場合を除く。）。
- (7) 添加広告板を用いて掲示する広告物の表示面積は、1 箇所につき 2 平方メートル以内であること。

- (8) 添加広告板を用いて掲示する広告物の箇所数は、添加広告板の表面及び裏面にそれぞれ1箇所ずつ掲示する場合を含めて、全体で2以内であること。
- (9) 添加広告板を用いて掲示する広告物は、反射材料式ではないこと。
- (10) 添加広告板を用いて掲示する広告物により得られた収入は、すべてそのバス停上屋の整備及び維持管理に要する費用に充てること。

第34 掲示板の占用

掲示板の占用については、国又は地方公共団体が設置するものに限るものとし、次に掲げるところによらなければならない。

- (1) 路端寄りに設けること。ただし、住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）による住居表示案内掲示板については、やむを得ない場合は、次の場所に設けることができる。

ア ガードレールの設置してある歩道内の車道寄り

イ 横断歩道橋の階段下の部分

- (2) 高さ2メートル以下、長さ1.5メートル以下、柱の長径又は直径は0.15メートル以下とし、これにひさしを設ける場合には、出幅は0.3メートル以下、下端は路面から1.7メートル以上とすること。
- (3) 材料は、容易に腐朽又は褪色^{たい}しないものであること。
- (4) 占用者名及び掲示事項以外の広告等を掲出しないこと。
- (5) 第1号ただし書の場合は、掲示板の裏面に地点標示（町・丁目又は著名地点名）を記載し、通行者の便に供すること。

第35 バス総合案内板等の占用

バス総合案内板又は地理案内板の占用については、一般乗合旅客自動車運送事業者又は地方公共団体が設けるものに限るものとし、次に掲げるところによらなければならない。

- (1) 駅前広場等バスの路線又は交通の案内の必要が高い場所で、道路交通に支障とならない場所に設けること。

- (2) 地理案内板は、町区域、町名及び街区符号並びに道路、河川、名所、旧跡、交通、教育、文化施設、公共施設及び著名な建物・施設等を掲出するとともに、必要に応じ凡例等を表示したものであること。
- (3) 案内板は、原則として横2.5メートル以下、縦2メートル以下とし、ボックス型とする場合の幅は0.15メートル以下とすること。ただし、バス案内板については、路線数が多く、かつ、交通上特に支障がない場合には横3.5メートル以下、縦2.5メートル以下とすることができる。
- (4) 案内板の頭部にひさし又は照明施設を設ける場合は、出幅0.3メートル以下、下端は路面から2.5メートル以上とすることができる。
- (5) 案内板の上端は、路面から3メートル以下とすること。
- (6) 案内板の下端は、路面から0.5メートル以上とすること。
- (7) 支柱は、鋼材類のもので長径又は直径0.2メートル以下とし、2本以内とすること。
- (8) 照明施設の配線は、地下に埋設すること。
- (9) 案内板の右側下部に横0.15メートル以下、縦0.05メートル以下で占用者名を表示すること。
- (10) 案内板には、広告物等を掲出しないこと。

第36 バス停留所標識の占用

- 1 バス停留所標識の占用については、一般乗合旅客自動車運送事業者が設けるものに限るものとし、次に掲げるところによらなければならない。
 - (1) 停車したバスの車体が、街角、消火栓、横断歩道、横断歩道橋の昇り口、地下横断通路及び地下鉄出入口から5メートル以上の距離を保つことができる位置に設けること。
 - (2) 同一路線バスの標識は、原則として同型のものとする。
 - (3) 複数の路線バスが運行する同じ場所のバス停留所については、可能な限り標識を統一すること。

(4) 標識は、原則として道路方向に平行して設置すること。ただし、次の場合には、この限りでない。

ア 駅前広場又は歩道に設置する場合で、交通に支障とならないとき。

イ 標識の頭部に、停留所番号、会社マーク又は会社名等を表示する表示板を設置する場合（その表示板に限る。）

(5) 停留所番号等を表示する表示板は、原則として長径又は直径0.35メートル以下とすること。

(6) 標識は、地点表示の機能を持たせることとし、その表示は、原則として停留所名と併記すること。

(7) 広告物の掲出については、第32のバス停留所標識に添加する広告の占用の規定によること。

2 無照明式バス停留所標識の占用については、前項によるほか、次に掲げるところによらなければならない。

(1) 標識は、原則として支柱と表示板から構成されたものとする。

(2) 標識の上端は、路面から3メートル以下とすること。

(3) 表示板の下端は、路面から0.5メートル以上とすること。

(4) 表示板（支柱部分を含む。）は、幅0.5メートル以下とすること。

(5) 支柱は、長径又は直径0.1メートル以下の白色の鋼管柱とし、先端は蓋をし、基礎は埋め込むこと。

3 照明式バス停留所標識の占用については、第1項によるほか、次に掲げるところによらなければならない。

(1) 標識は、交通に支障とならない次に掲げる場所に設置すること。

ア 駅前広場

イ 歩道（原則として、設置後1.5メートル以上の余地が確保できる場所に設置すること。）

(2) 標識は、1本の支柱と照明表示ボックスから構成されたものとする。

ただし、必要がある場合には、標識の頭部に、停留所番号等を表示するため表示板及び照明用自動点滅器を設置することができる。

(3) 標識の上端は、路面から3.5メートル以下とすること。

(4) 照明式ボックスは、原則として幅0.4メートル×0.3メートル以下とし、長さ2メートル以下の直方体とすること。

(5) 照明表示ボックスの高さは、路面から0.5メートル以上3メートル以下に位置させること。

(6) 支柱は、長径又は直径0.1メートル以下の白色の鋼管柱とし、先端は蓋をし、基礎は埋め込むこと。

(7) 照明施設の配線は、原則として支柱内処理し、地下に埋設すること。

4 バス・ロケーション・システムのためのバス停留所標識の占用については、第1項によるほか、次に掲げるところによらなければならない。

(1) 標識は、交通に支障とならない次に掲げる場所に設置すること。

ア 駅前広場

イ 歩道（原則として設置後、1.5メートル以上の余地が確保できる場所に設置すること。）

(2) 標識は、アンテナを兼ねた支柱と路上送受信機を内蔵した照明表示ボックスから構成されたものとする。ただし、必要がある場合には、標識の頭部に、停留所番号等を表示するための表示板及び照明用自動点滅器を設置することができる。

(3) 照明表示ボックスは、原則として幅0.45メートル×0.45メートル以下とし、長さ2.2メートル以下の直方体とすること。

(4) 照明表示ボックスの高さは、路面から0.5メートル以上3メートル以下に位置させること。

(5) 支柱は、長径又は直径0.15メートル以下の薄緑色の鋼管柱とし、先端は蓋をし、基礎は埋め込むこと。

(6) 支柱（アンテナ）の車道方向への張り出しは、6メートル以下とし、かつ、その下端は路面から5メートル以上とすること。

(7) 照明施設等の配線は、原則として支柱内処理し、地下に埋設すること。

第37 案内標識の占用

1 タクシー乗場標識の占用については、陸運局及び一般乗用旅客自動車運送事業者の団体が設けるものに限るものとし、次に掲げるところによらなければならない。

(1) タクシー業務適正化臨時措置法（昭和45年法律第75号）により設けるもの及び従前から乗車場として利用されている場所に設けるものであること。

(2) 歩道を有する道路の歩道上に設けること。

(3) 標識板は、一辺が0.6メートル以下とし、標識の上端は、路面から2.5メートル以下とすること。ただし、支柱から突き出す型の標識については、標識板の下端は、路面から3.5メートル以上とすること。

(4) 標識には、占用者名及び利用案内等業務上の表示以外の広告物等を掲示しないこと。

2 駐車場案内標識及び満・空表示板の占用については、国、地方公共団体及び社団法人東京駐車場協会が設けるものに限るものとし、次に掲げるところにより設置されたものに限り許可することができる。

(1) 標識の設置位置は、交通上支障とならない位置とし、既設標識の視認の妨げとならない位置とすること。

(2) 設置本数は、当該駐車場の出入口から200メートル以内に原則として8本以内とすること。200メートル以内に2以上の駐車場がある場合についても同様とする。

(3) 標識の構造及び規格については、次に掲げるところによること。ただし、2003年3月31日以前に設置された標識については、なお、従前の例による。

ア 表示形式については、駐車場の利用者の利便性を考慮し、内照式表示板及び高輝度表示板の設置並びに電光表示型の満・空表示を行うことができる。内照式表示板を設置する場合及び電光表示を行う場合の配線は、原則として支柱内処理し、地下に埋設すること。

イ 表示内容は、車を駐車場へ誘導するための必要最低限のものとする事。

ウ 標識の構造については、次に掲げるところによること。

(ア) 柱は、原則として単柱式とし、オーバーハング式は設置してはならない。ただし、内照式表示板を設置する場合又は電光表示を行う場合は、複柱式とすることができる。

(イ) 表示板の大きさは、満・空表示等も含め、縦1.2メートル、横0.6メートル以内とすること。

(ウ) 路面から表示板の下端までは、2.5メートル以下とすること。

(エ) 路面から表示板の上端までは、5メートル以下とすること。

(4) 標識の色彩については、白、紺及び赤の三色を基調としたものに統一すること。また、字体については、利用者が見やすいように配慮すること。

3 消防水利標識及び消火栓標識の占用については、消防長又は消防署長が設けるものに限るものとし、次に掲げるところによらなければならない。

(1) 標識は、消防水利施設又は消火栓1か所につき1本とすること。ただし、消防水利施設が河川、濠、^{ほり}運河等の場合は、100メートル以上の間隔を保持し、必要数を設置できる。

(2) 消防水利施設又は消火栓から原則として5メートル以内の位置に設けること。

(3) 消火栓標識（広告をその下に添加する場合はその広告）の下端は、歩道上では路面から3.5メートル以上、車道上では4.5メートル以上とすること。

(4) 消防水利標識には、占用者名以外の広告物等を掲出ししないこと。

4 地下鉄の出入口の案内標識の占用については、鉄道事業者が設けるものに限る

ものとし、次に掲げるところによらなければならない。

(1) 地下鉄の出入口が道路敷地以外等にあり、利用者にとって出入口が認識しにくい場所であること。

(2) 歩道を有する道路においては、歩道内の車道寄りに設け、歩道を有しない道路においては、当該地下鉄出入口の構造物に添加すること。

(3) 標識は、縦1メートル、横0.8メートルとし、その下端は、歩道上3.5メートル以上、車道上4.5メートル以上とすること。

5 避難道路標識及び避難場所標識板、電柱に巻き付ける避難道路標識板については、避難道路標識許可基準及び避難場所標示板許可基準の制定について（昭和49年9月11日付49建管監第206号）及び避難道路標識板の道路占用について（昭和52年3月15日付51建道管監第403号）によること。

6 公共施設等の案内標識の占用については、道路管理者の設ける案内標識を補完するものであって、国又は地方公共団体が設けるものに限るものとし、次に掲げるところによらなければならない。

(1) 歩道を有する道路の歩道内の車道寄りに設けること。なお、歩行者の通行又は車両の視認性を妨げるおそれのある交差点等には設けないこと。

(2) 案内標識は、原則として道路と平行に設けること。

(3) 案内標識を設置する個所は、鉄道等の駅の周辺又は主な屈曲点付近とすること。なお、同一道路上に案内する施設が多くある場合は、できる限り一つに統合のうえ設置すること。

(4) 案内できる施設は、原則として公共施設であること。

(5) 柱式の案内標識は、支柱の太さ0.4メートル以下、高さ2メートル以下とすること。

(6) 腕木式の案内標識は、腕木の長さ片側0.8メートル以下、両側1.6メートル以下、高さ2メートル以下とし、支柱の太さは0.15メートル以下とすること。

- (7) 表示板式の案内標識は、長さ0.8メートル以下、幅0.6メートル以下、高さ1メートル以下とし、支柱の太さは0.3メートル以下とすること。
- (8) 掲示板式の案内標識は、長さ0.8メートル以下、高さ2メートル以下とし、支柱の太さは0.15メートル以下とすること。
- (9) 特に鉄道の駅前広場に設置する総合的な案内標識は、長さ2.5メートル以下、幅0.6メートル以下、高さ2メートル以下とすることができる。
- (10) 標示板の下端は、路面から0.9メートル以上とすること。
- (11) 占有者名及び表示事項以外の広告物等を掲出しないこと。

第38 理容院等の標識の占有

商店、会社、商品等の名を標示しない理容院、美容院、クリーニング店等の業種を示すマークの表示物又は時計板であって建築物等に取り付けるものの占有について、第30の突出看板等の占有の規定を準用する。

第39 アーチ型装飾灯の占有

アーチ型装飾灯の占有については、商店会等の団体の設けるものに限るものとし、次に掲げるところによるほか、第6の装飾灯の占有（第1号、第3号及び第4号を除く。）の規定によらなければならない。

- (1) 幅員8メートル未満の歩道を有しない道路に設けること。
- (2) 灯柱は、道路敷地外に設けること。やむを得ず道路に設ける場合は、道路の有効幅員を6メートル以上確保すること。
- (3) 道路の上空を横断する構造物及び光源の下端は、路面から5.5メートル以上とすること。
- (4) 灯柱の設置間隔は、100メートル以上とすること。ただし、設置区間の延長が100メートル未満の場合は、その設置間隔の両端に設けること。
- (5) 商店会名を表示した看板を道路の上空を横断して、アーチ型装飾灯に添加する場合は、設置区間の両端の装飾灯に限ること。
- (6) 公安委員会が横断歩道橋に添加する幕等は、この基準によらず横断歩道橋

に添加する標識灯の取扱いについて（昭和40年10月29日付40建建路発第66号）によること。

(7) 占有期間の延伸は認めないこと。同一申請者から同一場所に同一内容の広告の申請があった場合は、旧占有期間満了後少なくとも3か月以上の日数が経過していなければならない。

第40 公道広告の占有

道路の上空を横断する公道広告の占有については、次に掲げるところによらなければならない。

- (1) 祭礼又は年末、年始、中元の売出し等、臨時に設けるものに限るものとし、その設置期間は、1か月以内とすること。
- (2) 歩道を有する道路の歩道上に設けること。
- (3) 支柱の一方は車道寄りに、他の一方は原則として道路敷地外に設けること。
- (4) 道路の上空を横断する広告物の下端は、路面から3.5メートル以上、上端は4.5メートル以下とすること。
- (5) 設置間隔は、50メートル以上とし、両側に設ける場合は、道路の一侧100メートル以上の交互（千鳥）設置とすること。

第7章 道路法施行令第7条第2号該当物件

第41 足場、仮囲い等の占有

家屋、しょう壁等の工事に伴う足場、仮囲い、落下物防護用施設（朝がお）の占有については、次に掲げるところによらなければならない。

- (1) 歩道を有する道路では、歩道上とし、その出幅は路端から1メートル以下で有効幅員の3分の1以下とすること。歩道を有しない道路では、路端から1メートル以下で、有効幅員の8分の1以下とすること。ただし、落下物防護用施設物については、必要な出幅とすることができる。
- (2) 掛け出足場を設ける場合は、歩道上では路面から3メートル以上、歩道を有しない道路では、路面から4.5メートル以上とすること。

- (3) 落下物防止用施設については、その高さは、歩道上では4メートル以上、歩道を有しない道路では5メートル以上とすること。
- (4) 仮囲いに取り付ける出入口の扉は、道路に面して外開きとしないこと。
- (5) 仮囲いには、法令の定め又は監督官公署の指示による表示及び施行主、請負業者名の表示（必要最小限に限る。）以外のものを掲出しないこと。
- (6) 仮囲いには、消火栓、マンホール等の操作、開閉に支障のないようにし、その位置を明示しておくこと。
- (7) 第2第2号及び第3号の規定は適用しない。
- (8) 落下物防護用施設物を除く施設物については、歩道1.5メートル以上、車道3.5メートル以上の有効幅員を確保すること。

第42 公道構台の占用

公道構台の占用については、原則として、落下物防止の目的で設けるものに限るものとし、次に掲げるところによらなければならない。

- (1) 幅員が2.7メートル以上の歩道上に設けるものとし、有効幅員3分の2以上を確保すること。
- (2) 支柱の一方は、車道寄りに、他の一方は、道路敷地外又は仮囲いの中に設けること。
- (3) 構造物の下端は、路面から3メートル以上とし、方づえを設ける場合は、その下端を路面から2.5メートル以上とすること。
- (4) 屋根は、路端側に傾斜させること。
- (5) 街角に設ける場合は、交通の見通しを妨げないものであること。
- (6) 構台の下には、適当な照明施設を設けること。
- (7) 構台には、一切の広告物等を掲出しないこと。

第43 詰所の占用

- 1 公共事業及び公益事業のための工事に伴って現場監督員が待機する詰所の占用については、次に掲げるところによらなければならない。

- (1) 橋詰広場、^{のり}法敷、高架道路下等道路の有効幅員外に設けること。
- (2) 規模は、現場監督員が待機するのに必要な最小限のものとする事。
- (3) 人家に面した部分には、原則として窓を設けない事。やむを得ず窓を設ける場合は、目隠しを施す事。
- (4) 詰所には、法令の定め又は監督官公署の指示による表示以外のものを掲出しない事。

2 構台の上に設ける詰所の占用については、第42のこ道構台の占用の規定によるほか、次に掲げるところによらなければならない。

- (1) 規模は、現場監督員が待機するのに必要な最小限のものとする事。
- (2) 給排水施設及び便所等を設けない事。
- (3) 詰所へ出入りする階段は、道路敷地外又は仮囲いの中に設ける事。

第8章 道路法施行令第7条第4号該当物件

第44 特定仮設店舗等の占用

特定仮設店舗その他仮設建築物の占用については、東京都の道路占用許可基準を準用する。

第9章 道路法施行令第7条第6号該当物件

第45 高架道路下の占用

高架道路下の占用については、東京都の道路占用許可基準を準用する。

第10章 雑則

第46 補則

この基準に定めるもののほか、道路占用許可に関し定めのない事項は、東京都道路占用許可規則（昭和52年東京都規則第132号）及び道路占用許可基準を準用し、市長が別に定める。

第47 実施年月日

この基準は、昭和58年10月1日から施行する。

附 則

この基準は、1990年3月1日から施行する。

附 則

この基準は、2003年4月1日から適用する。

附 則

この基準は、2012年4月1日から適用する。